

福岡県公報

平成24年10月26日
第3441号

目次

告示 (第1807号 - 第1837号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) …………… 5
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課) …………… 5
○公共測量の実施	(県土整備総務課) …………… 6
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7

○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○公共測量の終了	(県土整備総務課) …………… 7
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 8
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 8
○保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課) …………… 9

公 告

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 10
○軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) …………… 10
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課) …………… 10
○落札者等の公示	(環境保全課) …………… 11
○総合特別区域法に基づく指定法人の指定	(商工政策課) …………… 11
○第41回採石業務管理者試験の合格者の発表	(工業保安課) …………… 11
監査委員	
○監査結果の公表	(監査委員事務局総務課) …………… 12
公安委員会	
○福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則	(警察本部組織犯罪対策課) …………… 16

告 示

福岡県告示第1807号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市宮田二丁目126番1及び126番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宗像市宮田二丁目17-12
眞武 一彦

福岡県告示第1808号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市大橋二丁目2112番1及び2112番5から2112番24
- 2 開発許可を受けた者の住所地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区霧ヶ丘二丁目19番30号
株式会社 エイダイホーム
代表取締役 岡本 公平

福岡県告示第1809号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
古賀市新原字高木470番、471番1及び475番
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡新宮町大字立花口字鹿堀385番5
株式会社 ニシオ
代表取締役 秋山俊幸

福岡県告示第1810号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年9月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人村のばん屋・SUN
 - (2) 代表者の氏名
小川 千穂子
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県築上郡上毛町大字安雲1番地1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害者（精神障害者、知的障害者、身体障害者、およびこれに準ずる者）、および社会性が未熟で一般就労が困難な人々のために、就労の場と社会訓練の場を確保し、あわせてその人たちの社会適応体験を広く社会に伝える活動によって、公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
北九州	県道	岡垣田線	前	遠賀郡岡垣町大字戸切361番3先から 遠賀郡岡垣町大字戸切389番1先まで	9.0 ～ 26.0	265.7
			後	遠賀郡岡垣町大字戸切361番3先から 遠賀郡岡垣町大字戸切389番1先まで	12.5 ～ 32.3	

福岡県告示第1812号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那珂	筑紫野筑穂線	筑紫野市大字吉木2517番1先から 筑紫野市大字吉木2577番1先まで

福岡県告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	須磨園南原曾根線	前	行橋市大字須磨園1番1先から 京都郡荏田町大字鋤崎691番1先まで	9.5 ～ 17.8	918.0
			後	行橋市大字須磨園1番1先から 京都郡荏田町大字鋤崎691番1先まで	10.5 ～ 17.0	

福岡県告示第1814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年10月26日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京 築	須磨園南原曾根線	行橋市大字須磨園1番1先から 行橋市大字徳永361番先まで
京 築	須磨園南原曾根線	行橋市大字須磨園55番3先から 行橋市大字須磨園57番1先まで

福岡県告示第1815号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県道	川 崎 猪 国 線		前	田川郡川崎町大字川崎3932番1先から 田川郡川崎町大字川崎3968番先まで	6.9 ～ 10.6	91.2
			後	田川郡川崎町大字川崎3932番1先から 田川郡川崎町大字川崎3968番先まで	9.9 ～ 13.7	

福岡県告示第1816号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
田 川 県道		今任原奈良線	前	田川市大字奈良1551番107先から 田川市大字奈良1551番50先まで	8.6 ～ 29.0	213.0

			後	田川市大字奈良1551番107先から 田川市大字奈良1551番50先まで	14.0 ～ 38.0	213.0
--	--	--	---	---	-------------------	-------

福岡県告示第1817号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉 県道		久光西小田線	前	朝倉郡筑前町上高場41番先から 朝倉郡筑前町上高場252番先まで	7.8 ～ 8.1	80.0
			後	朝倉郡筑前町上高場41番先から 朝倉郡筑前町上高場252番先まで	7.8 ～ 12.4	

福岡県告示第1818号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県道	久留米 浮羽線	前	うきは市吉井町桜井365番 2先から うきは市吉井町桜井220番 4先まで	3.6 ～ 8.3	70.0
			後	うきは市吉井町桜井365番 2先から うきは市吉井町桜井220番 4先まで	6.5 ～ 9.6	70.0

福岡県告示第1819号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人久留米からくり振興会
 - (2) 代表者の氏名
古賀 伸彦
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県久留米市天神町120番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、広く地域住民に対し、久留米市が生んだ偉大なからくり技師であるからくり儀右衛門こと田中久重氏のからくり技術を広く公開することにより、地域の活性化に貢献し、かつ、次世代の伝統文化に対する向学心の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1820号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 申請のあった年月日
平成24年10月5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
(変更前)
NPO法人日本健康美容科学振興会
(変更前)
NPO法人日本足病師協会
 - (2) 代表者の氏名
田中 和夫
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市春日原東町1丁目21番1号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、現在就職が困難な若年者や中高年の人々に対して、いつまでも健康で美しくありたい人やアンチエイジングの保持を行う事を目指す美容カウンセラーやボディケアトレーナーを育成することによって、企業の即戦力となれる人や独立開業を目指す人を手助けし、又美容健康増進の正しい知識を持った指導者を育成し、職業能力の開発及び失業者対策又保健、医療の増進に寄与する事を目的とする。

福岡県告示第1821号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成22年1月福岡県告示第124号福岡都市計画道路事業3・4・118号下大利南ヶ丘線（下大利工区）及

び3・5・204号下大利駅西線〔大野城市施行〕の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 事業施行期間

平成14年6月19日から平成36年3月31日まで

2 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第1822号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級・3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
鞍手郡鞍手町	平成24年9月28日から 平成25年3月15日まで

福岡県告示第1823号

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（1級・2級・3級基準点測量、3級水準測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
一般国道322号（嘉麻市大隅町から嘉麻市下山田）	平成24年10月9日から 平成24年12月21日まで

福岡県告示第1824号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉南区	平成24年9月28日から 平成24年10月31日まで

福岡県告示第1825号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、行橋市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（基準点測量及び出来形確認測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
行橋市西宮市及び宮市町の各一部	平成24年10月1日から 平成25年3月31日まで

福岡県告示第1826号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区西貫1丁目	平成24年8月31日

福岡県告示第1827号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、志免町長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（都市計画基本図修正）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
糟屋郡志免町（全域）	平成24年9月28日

福岡県告示第1828号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市戸畑区	平成24年9月18日

福岡県告示第1829号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区	平成24年9月25日

福岡県告示第1830号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に

より、福岡市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実 施 地 域	終 了 年 月 日
福岡市東区大字志賀島地内	平成24年8月31日

福岡県告示第1831号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (1) 名 称 イオンモール福岡
 - (2) 所在地 福岡県糟屋郡粕屋町大字酒殿字老の木192-3番地ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1832号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
福岡市早良区大字板屋字藤五郎屋敷350の8
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び福岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1833号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和51年9月22日農林省告示第856号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1834号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年4月24日農林省告示第478号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1835号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和51年3月16日農林省告示第241号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1836号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和50年5月29日農林省告示第600号（2に係るものに限る。）

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1837号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年7月17日農林水産省告示第1032号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
株式会社 テンハウ建設
 - (2) 所在地
福岡県糸島市有田591番地
 - (3) 代表者
代表取締役 竹浦 昇
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成24年10月11日

- 4 処分の理由
事業者の役員が、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当する者に該当したことにより、事業者が法第14条第5項第2号ニに該当するに至り法第14条の3の2第1項第4号に該当するため

公告

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第47条の6第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消したので、県たばこ税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税に係る事務処理要領（平成24年3月23日23税第5288号福岡県総務部長通達）第4の4の規定により次のように公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 特約業者の氏名又は名称
白光石油株式会社
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地
福岡県北九州市小倉北区紺屋町12-1
- 3 特約業者の指定取消年月日
平成24年10月1日

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2（法第14条の6において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 処分を受けた事業者
 - (1) 名称
株式会社 西日本産業

- (2) 所在地
福岡県北九州市八幡東区春の町四丁目5番15号
- (3) 代表者
代表取締役 内木 崇晴
- 2 行政処分の内容
産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
- 3 処分の年月日
平成24年10月12日
- 4 処分の理由
事業者が、平成24年5月28日午前10時、福岡地方裁判所小倉支部から破産手続開始の決定を受けたため、法第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号イに該当する者に該当したことにより、法第14条の3の2第1項第4号に該当するに至ったため

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
微小粒子状物質常時監視測定システムの賃貸借一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県環境部環境保全課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成24年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名

東京センチュリーリース株式会社 福岡営業部

- (2) 住所
福岡市中央区天神一丁目13番6号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
42,336,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続き
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成24年8月31日

公告

総合特別区域法（平成23年法律第81号）第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第39号）第17条第10項の規定により次のように公示する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
ダイハツ九州株式会社	大分県中津市大字昭和新田1番地	平成24年10月26日	平成26年3月31日まで

公告

第41回採石業務管理者試験（平成24年10月12日実施）の合格者を次のように発表する。

平成24年10月26日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

1	2	8	17	22	24
---	---	---	----	----	----

26	28	30	34	38
----	----	----	----	----

監査委員

監査公表第10号

平成24年8月14日付けで提出された福岡県職員措置請求（住民監査請求）については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を次のとおり公表する。

平成24年10月26日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	浦 田 憲 一

第1 監査の請求

1 請求人及び請求書の提出年月日

- (1) 請求人 那珂川と五ヶ山ダムを考える県民の会
 共同代表 X
 共同代表 Y

- (2) 提出年月日 平成24年8月14日

2 請求の内容

(1) 請求の概要

請求人の請求概要は、以下のとおりである。

五ヶ山ダムの水没予定地にある佐賀県の天然記念物である小川内（おがわち）の杉を保存する必要がある。

ア 小川内の杉に関する検討会（以下「検討会」という。）の検討内容及び委員名の公開について2度も拒否した。

イ 福岡県は、佐賀県の天然記念物であり福岡県民にとっても大切な小川内の杉を伐採しようとしている。検討会委員の名前すら明かさない。言葉通りに杉を保全する方法を検討しているなら公開できるはずである。「補償対象です」と

という言葉の裏に、何とかして土地を買い取って杉を切ってしまうという意図が透けて見える。文化財に関する重要な方針を検討する会議を秘密にする理由は無。杉の死を予測しつつ見過ごす「未必の故意」で、罪に問われるべき行為である。「公務員は全ての奉仕者であり、一部の奉仕者ではない。」という憲法第15条にも違反している。

ウ 佐賀、福岡両県民の宝、700年も生きて来た小川内の杉を失うのは金銭では買えない大損害である。

エ 福岡県知事及び福岡県県土整備部河川開発課課長技術補佐が次のことを措置するよう監査委員の勧告を求める。

- (ア) 検討会のメンバーを早急に公表すること。
- (イ) 佐賀県及び福岡県の両県民を委員に加えて公開で検討会を開くこと。
- (ウ) 検討会では徹底的に討論すること。
- (エ) 検討会の結論が出るまで五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算を凍結すること。

(2) 事実証明書

- ア 「水没の危機にある親子杉の保存について」の写し
- イ 福岡県知事に対する公開質問状の写し
- ウ 福岡県知事に対する緊急申し入れ「五ヶ山ダム本体建設工事契約を停止し、県民への説明責任の履行を求めます」の写し
- エ 特別報告「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の取材から見えてきたことの写し
- オ 「五ヶ山ダム予定地を訪れて」の写し
- カ 「五ヶ山ダム」はほんとに必要だろうか？の写し
- キ 「福岡の暮らしと自治」（2011年5月15日第401号）の写し
- ク 平成18年8月13日付 佐賀新聞記事の写し
- ケ 新聞記事の写し
- コ 福岡県知事に対する「五ヶ山ダム」計画についての公開質問状の写し
- サ 福岡県知事からの「五ヶ山ダム」計画についての公開質問状に対する回答の写し

シ 佐賀県知事からの「五ヶ山ダム」建設計画に関する公開質問状について（回答）の写し

ス 福岡県知事からの「五ヶ山ダム」計画についての再公開質問状に対する回答の写し

セ 「精霊が宿る巨木を残し、500億円を原発震災地へ」の写し

ソ 「五ヶ山ダムの500億円をフクシマへ」の写し

第2 請求の要件審査

本請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているものと認め、平成24年8月14日付けでこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

上記「第1 監査の請求」の「2 請求の内容」の「(1) 請求の概要」（以下「請求人の請求概要」という。）の「エ」の(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)について監査の対象とした。

2 監査対象所属

福岡県県土整備部河川開発課（以下「県河川開発課」という。）及び福岡県五ヶ山ダム建設事務所（以下「県五ヶ山ダム建設事務所」という。）を監査対象所属とした。

3 請求人の陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、平成24年9月24日に請求人「那珂川と五ヶ山ダムを考える県民の会」の共同代表 X及び共同代表 Yから陳述を受けた。

(1) 請求人の陳述概要

概ね請求人の請求概要のとおりである。

(2) 陳述の際、請求人が提出した書類

ア Xが提出した書類

(ア) 過去4年の洪水の原因が内水である記録の写し

(イ) 供給量の推移及びダムその他の水源確保の状況の写し

(ウ) 人口予測表の写し

(エ) 「五ヶ山ダム事業検証及び伊良原ダム事業検証に関する検討報告書に係わる確認について（平成23年3月9日国河治第155号福岡県知事あて国土交通省河川局長要請）」の写し

(オ) 福岡都市圏の水需要と供給計画（表）の写し

(カ) 「治水有識者会議 継続方針の出た五ヶ山ダムと伊良原ダムは事業主体に差し戻し（だと思ふ）」の写し

(キ) 五ヶ山ダムやめて500億円を被災地へ、市債発行を増やす「臨時財政対策債」にご用心！の写し

イ Yが提出した書類

(ア) 「五ヶ山ダム事業検証及び伊良原ダム事業検証に関する検討報告書に係わる確認について（平成23年3月9日国河治第155号福岡県知事あて国土交通省河川局長要請）」の写し

(イ) 国土交通省からの確認要請に対する福岡県の回答（平成23年3月30日22河開第884号国土交通省河川局長あて福岡県知事回答）の写し

(ウ) 「治水有識者会議 継続方針の出た五ヶ山ダムと伊良原ダムは事業主体に差し戻し（だと思ふ）」の写し

(エ) 水道法第5条の2の写し

(オ) 平成24年8月14日付 読売新聞記事の写し

(カ) 「精霊が宿る巨木を残し、500億円を原発震災地に送ろう！」の写し

(キ) 「那珂川を安全な川にします」（パンフレット）

(3) 陳述後、Xが提出した書類

ア 平成24年9月25日付 毎日新聞記事の写し

イ 福岡都市圏の水需要と供給計画（表）の写し

4 監査対象所属に対する監査

(1) 県河川開発課に対する監査

県河川開発課職員に対し、平成24年9月7日から9月21日までの間、五ヶ山ダム建設事業の概要について聴取調査を行った。

(2) 県五ヶ山ダム建設事務所に対する監査

県五ヶ山ダム建設事務所職員に対し、平成24年9月11日に五ヶ山ダム建設工事

の支出に係る関係書類の調査及び聴取調査を行った。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 小川内の杉について

小川内の杉は、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町小川内の山祇神社（やまずみじんじゃ）跡地に立木しており、昭和31年3月1日に佐賀県天然記念物に指定されている。

小川内の杉の取扱いに係る福岡県のこれまでの対応は、以下のとおり。

- | | |
|--------------------|----------|
| ア 平成14年度 | 現況調査 |
| イ 平成15年度から平成17年度まで | 生育状況調査 |
| ウ 平成18年度から平成20年度まで | 生育状況詳細調査 |
| エ 平成21年度から | 保全策検討 |

なお、福岡県は、「小川内の杉に関する検討会」を平成23年12月に設置し、外部有識者により小川内の杉の保全について検討を行っている。

(2) 五ヶ山ダム建設事業の概要

ア 五ヶ山ダムの概要

(ア) 全体事業費

1,050億円

(イ) ダム諸元

- | | |
|---------|---------------|
| ・形式 | 重力式コンクリートダム |
| ・堤高 | 102.5メートル |
| ・堤頂長 | 556.0メートル |
| ・総貯水容量 | 4,020万立方メートル |
| ・有効貯水容量 | 3,970万立方メートル |
| ・集水面積 | 約18.9平方キロメートル |
| ・湛水面積 | 約1.3平方キロメートル |

(ウ) 完成年度

平成29年度

イ 平成24年度の本体工事の概要

(ア) 五ヶ山ダム堤体建設工事

- | | |
|--------|--|
| a 工事場所 | 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山地内 |
| b 工事概要 | 堤体基礎掘削 約87万立方メートル
堤体コンクリート 約95万立方メートル |

(イ) 五ヶ山ダム骨材製造工事

- | | |
|--------|---|
| a 工事場所 | 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山地内 |
| b 工事概要 | 原石山掘削 約240万立方メートル
骨材製造 約200万トン
法面工 一式
仮設備 一式 |

(3) 入札、契約及び支払の状況

ア 五ヶ山ダム堤体建設工事について

(ア) 入札

- | | |
|------------|---------------------|
| a 入札公告日 | 平成24年2月17日 |
| b 入札方法 | 一般競争入札 |
| c 落札者 | 鹿島・飛鳥・松本特定建設工事共同企業体 |
| d 落札者決定年月日 | 平成24年4月18日 |

(イ) 契約

- | | |
|--------------|---|
| a 請負仮契約締結年月日 | 平成24年4月25日 |
| b 工事請負人 | 鹿島・飛鳥・松本特定建設工事共同企業体 |
| c 議決年月日 | 平成24年6月27日 |
| d 請負契約締結年月日 | 平成24年6月27日 |
| e 請負契約金額 | 171億4,650万円
(うち平成24年度分 6億7,361万8,050円) |
| f 工期 | 平成24年6月27日から平成30年3月15日まで |

(ウ) 支払

- | | |
|----------------------------|------------|
| a 平成24年度分請負契約額に対する前払金請求年月日 | 平成24年7月26日 |
| b 請求額 | 2億6,900万円 |
| c 支払年月日 | 平成24年7月30日 |

d 支払金額	2億6,900万円
イ 五ヶ山ダム骨材製造工事について	
(ア) 入札	
a 入札公告日	平成24年2月17日
b 入札方法	一般競争入札
c 落札者	大成・間・松尾特定建設工事共同企業体
d 落札者決定年月日	平成24年4月26日
(イ) 契約	
a 請負仮契約締結年月日	平成24年5月7日
b 工事請負人	大成・間・松尾特定建設工事共同企業体
c 議決年月日	平成24年6月27日
d 請負契約締結年月日	平成24年6月27日
e 請負契約金額	114億9,960万円 (うち平成24年度分 7億3,658万9,700円)
f 工期	平成24年6月27日から平成29年6月30日まで
(ウ) 支払	
a 平成24年度分請負契約額に対する前払金請求年月日	平成24年8月9日
b 請求額	1億4,731万7,000円
c 支払年月日	平成24年8月13日
d 支払金額	1億4,731万7,000円

2 判断

請求人の主張、県河川開発課及び県五ヶ山ダム建設事務所からの聴取調査並びに事実関係の確認に基づき、次のとおり判断する。

(1) 検討会に係る請求について

自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象は、財務会計上の行為に限定されるものである。

したがって、請求人の請求のうち、(ア)検討会のメンバーを早急に公表すること、(イ)佐賀県及び福岡県の両県民を委員に加えて公開で検討会を開くこと、及び、(ウ)検討会では徹底的に討論することは、いずれも財務会計上の行為に当たらない

ため、これらを却下する。

(2) 検討会の結論が出るまで五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算を凍結することについて

請求人は、佐賀県が天然記念物として指定する小川内の杉を保存しないのは違法又は不当であるとして、小川内の杉の取扱いについての検討会の結論が出るまで五ヶ山ダムの本体工事を凍結することを求めている。

ア 自治法第242条の2第1項第4号の住民訴訟において、「地方公共団体の執行機関又は職員がした財務会計上の行為自体に違法がある場合だけでなく、その行為とその執行機関又は職員がした当該財務会計上の行為の原因となる行為との間に一定の関係がある場合には、当該原因となる行為が違法であれば、当該財務会計上の行為も当然に違法となるものというべきであるが、その関係を緩やかに判断するならば、住民訴訟の対象が財務事項に限定されているという原則に抵触することに鑑みると、その関係は、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法に行うための要件になっている場合など前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解するのが相当である（東京高等裁判所平成4年11月30日判決 平成3年（行コ）112号）」とされている。

自治法第242条に規定する住民監査請求についても同様に解すべきであり、住民監査請求の対象には、その原因となる行為が違法又は不当である場合の財務会計上の行為も含まれるものと解される。しかし、少なくとも、当該財務会計上の行為の原因となる行為が財務会計上の行為を適法又は正当に行うための要件となっている場合など、前者が後者の直接の原因といえることができるような密接かつ一体的な関係であることを要するものと解する。

イ そこで、これを本件についてみると、小川内の杉の取扱いは、それ自体財務会計上の行為ではなく、五ヶ山ダムの本体工事に係る費用の支出の要件となっているものでもない。また、五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算は、堤体基礎掘削や骨材製造等に要する費用が計上されており、小川内の杉の取扱いはその直接の原因となる行為ではないので、仮に、小川内の杉の取扱いに何らかの違法又は不当があっても、五ヶ山ダムの本体工事に係る費用の

支出を違法又は不当ならしめるものではない。

なお、五ヶ山ダム堤体建設工事及び五ヶ山ダム骨材製造工事に係る入札手続、契約手続、支出負担行為及び支出命令の事務手続きについても、福岡県財務規則（昭和39年福岡県規則第23号）等関係法令を遵守して適正に執行されており、違法又は不当な公金の支出はなかった。

したがって、請求人の請求のうち、(二)検討会の結論が出るまで五ヶ山ダム建設工事に係る平成24年度福岡県予算を凍結することは、理由がないので、これを棄却する。

公安委員会

福岡県公安委員会規則第18号

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成24年10月26日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

福岡県公安委員会の事務の委任に関する規則（平成4年福岡県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「同条第3項及び第4項」を「同条第4項及び第5項」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 暴力団員不当行為防止法第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務

第4条中「又は第30条の3」を「、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成24年10月30日から施行する。